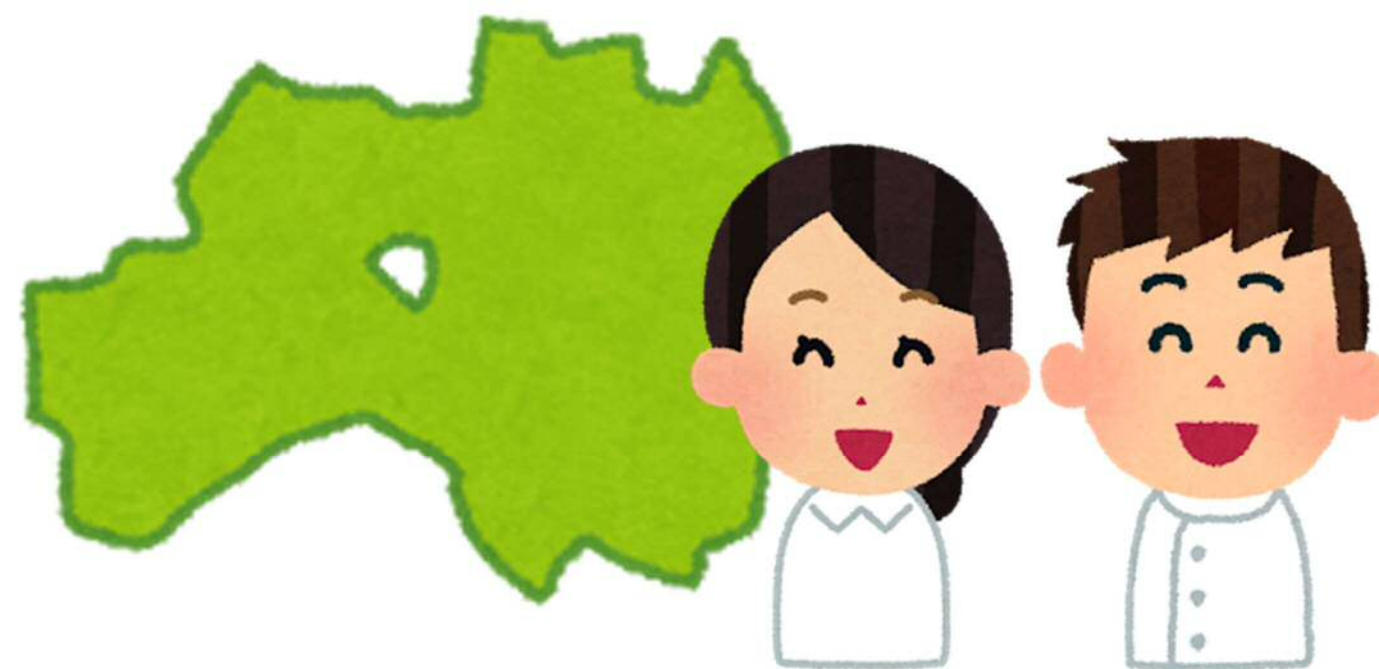


福島県内における 看護職を目指す学生のための 奨学金制度を有する医療機関等一覧

1. 県北 … P 1
2. 県中 … P 3
3. 県南 … P 4
4. 会津・南会津 … P 4
5. 相双 … P 5
6. いわき … P 6
7. 行政機関 … P 7



医療機関名	所在	連絡先	申込方法	奨学金の名称	支援対象者・条件			貸与予定定員			貸与額			支給期間			返還時の利子			返還免除の条件			
					①看護学生	②准看護学生	③准看護師から正看護師を目指す学生	①看護学生	②准看護学生	③准看護師から正看護師を目指す学生	①看護学生	②准看護学生	③准看護師から正看護師を目指す学生	①看護学生	②准看護学生	③准看護師から正看護師を目指す学生	①看護学生	②准看護学生	③准看護師から正看護師を目指す学生	①看護学生	②准看護学生	③准看護師から正看護師を目指す学生	
県北																							
1	社会医療法人秀公会 あづま脳神経外科病院	福島市	024-546-3911 経営管理部 人事課 渡辺	・生徒(個人) から直接申込 ・養成所を通じて 申込 連絡頂いてから、 面談によりすすめる	看護学生奨学金制度	看護学校に合格した 学生 (社会人経験者 含む)	-	看護学校等(正看) に合格した者	5人	-	2人	月額50,000円 入学金 600,000円上限	-	月額50,000円	4年、3年間 入学金 600,000円 上限	-	2年、3年間	なし			資格取得して 勤務し、 貸与年数 +(入学金分)	-	資格取得して 勤務し、 貸与年数 +(入学金分)
2	一般財団法人大原 記念財団 ・大原綜合病院 ・大原医療センター ・清水病院	福島市	024-526-0337	生徒(個人) から直接申込	一般財団法人大原記 念財団 看護職奨学 金	財団に勤務を 希望する者で、 看護師・保健師・助 産師養成機関で修 学する学生	-	-	30人	-	-	月額50,000円 以内	-	-	就学する 養成機関の 正規の最短 就学期間。 年度途中 からの貸与 の場合、 貸与を開始 する月から 当該養成機 関の正規の 最短就学 期間の 残余期間。	-	-	年利5%	-	-	奨学金が 資格取得後、 財団に採用され 貸与月数と 同月数以上 勤務したとき	-	-
3	医療法人回生会 しのぶ病院	福島市	024-544-6006	・生徒(個人) から直接申込 ・養成所を通じて 申込 ※生徒(個人)から 直接申込が原則 ではあるが、次 の場合も随時 受付を行う。 ・養成所入学前 に出身校からの 問合せや申込	医療法人回生会奨学 金貸与制度	看護師資格取得を 志す熱意ある看護 師養成所の新入生 及び 在学生かつ 養成所卒業後 当院で看護師として 働く意思がある新 入生及び 在学生	准看護師資格取得 を志す熱意ある准 看護師養成所の新 入生 及び 在学生かつ 養成所卒業後 当院で准看護師 として働く意思が ある新入生及び 在学生	-	決まっていない	-	在学期間中 総額400万円を 限度とする	-	-	在学期間	-	ただし、自己都合等 により退学した 場合、または 返済期限内に 自己都合等により 退職した場合は 年2.75%の 割合で利息を 徴収する。	-	-	看護師養成所を卒 業し資格取得後、 次の通り 法人に勤務で 全額免除。 貸与額 400万円 以内6年間、 同360万円 以内5年間、 同288万円 以内4年間、 同216万円 以内3年間、 同144万円 以内2年間	①と同様に 次の通り 法人勤務で 全額免除。 貸与額 400万円 以内7年間、 同350万円 以内6年間、 同300万円 以内5年間、 同240万円 以内4年間、 同180万円 以内3年間、 同120万円 以内2年間	-	-	
4	福島県厚生農業 協同組合連合会	福島市	024-554-3451 総務部人事課	生徒(個人) から直接申込	助産師奨学金制度 看護師奨学金制度	助産師または 看護師養成機関 への在学中で 県内の厚生病院に 勤務意思が ある方	-	-	決まってい ない	-	-	助産師養成 機関在学: 年額84万円 看護師養成 機関在学: 自宅通学生 年額36万円、 自宅外通学生 年額60万円	-	-	在学期間	-	年利 11%	-	-	県内の 厚生病院へ 奨学金貸与期間 と同期間勤務 した場合	-	-	
5	福島第一病院	福島市	024-557-5111	生徒(個人) から直接申込	奨学金制度	養成所卒業後、当法人で 看護師として働く意思がある 在学生、新入生	養成所卒業後、当 法人で看護師として 働く意思がある者	-	決まっていない	-	-	月額5万円 又は8万円	-	-	2~4年、 在学期間	2年、在学 (通学期間)	年利3%			養成所卒業後、資格取得し、 貸与期間以上勤務した場合	-	-	
6	医療生協わたり病院	福島市	024-521-6848 看護長室 学生 担当	生徒(個人) から直接申込	福島医療生活協同組 合奨学金	○	-	-	1学年に つき7人	-	-	①月額60,000円 ②月額80,000円 いずれかの選択 入学金相当額	-	-	在学期間	-	年利 0.125%	-	-	看護師養成所を卒 業し 資格取得後、 奨学金貸与 (在学)期間 以上、法人に 勤務で 全額免除。	-	-	
7	一般財団法人脳神 経疾患研究所附属 南東北福島病院	福島市	024-593-5100	生徒(個人) から直接申込	-	看護師として働く意 欲のある、 そして当院の 入職試験に合格 した学生対象	看護師として働く意 欲のある、 そして当院の 入職試験に合格 した学生対象	当院の稼働率をみながら決定する。 おおよそ3~5人	-	-	-	月50,000円	-	月50,000円	貸与する 期間による。 3年は3年間 の在学期間	-	貸与する 期間による。 3年は3年間 の在学期間	年利 10%			在学期間 (貸与期間)と 同等以上の 勤務で 全額免除	-	在学期間 (貸与期間)と 同等以上の 勤務で 全額免除
8	きり健康生活協同 組合 ・須川診療所 ・上松川診療所 ・とやのクリニック ・せのうえ健康 クリニック	福島市	024-531-6262	生徒(個人) から直接申込	医師・看護師等の奨 学金制度	専門職等を志望 するもので、 当該の学校 もしくは大学等の 入学試験に合格し た者及び 在学中のうちから 常務理事会の 選考を経た者	当生協に勤務して いる准看護師が看 護師資格を取得す る時	決まっていない	-	-	-	月額50,000円 学費や実習等の 費用 最長4年 入学時支度金	-	総額60万円 最長2年	入学した 月から 正規の 卒業期間 まで	-	入学した 月から 正規の 卒業期間 まで	なし			法人内事業所に 採用され、 奨学金受給期間と 同期間勤務した 場合に奨学金の 返還義務を 免除する	-	法人内事業所に 採用され、 奨学金受給期間と 同期間勤務した 場合に奨学金の 返還義務を 免除する

	医療機関名	所在	連絡先	申込方法	奨学金の名称	支援対象者・条件			貸与予定定員			貸与額			支給期間			返還時の利子			返還免除の条件		
						①看護学生	②准看護学生	③准看護師から正看護師を目指す学生	①看護学生	②准看護学生	③准看護師から正看護師を目指す学生	①看護学生	②准看護学生	③准看護師から正看護師を目指す学生	①看護学生	②准看護学生	③准看護師から正看護師を目指す学生	①看護学生	②准看護学生	③准看護師から正看護師を目指す学生	①看護学生	②准看護学生	③准看護師から正看護師を目指す学生
9	北福島医療センター	伊達市	024-505-6010	生徒(個人)から直接申込	奨学金貸与制度	看護系大学や看護専門学校等への進学又は在学中で、卒業後に当法人で看護師として働く意思のある方	-	-	5人 ※4月に入職となる奨学生の定員数	-	-	月額50,000円	-	-	在学する大学又は専門学校の修学期間(4年を限度とする)	-	-	なし	-	-	卒業し資格取得後、当法人に就職し貸与した年数分の勤務に従事した場合返還免除とする。	-	-
10	公立藤田総合病院	国見町	024-585-2121 担当課:総務課	生徒(個人)から直接申込	公立藤田総合病院奨学金制度	看護学校や看護大学に学ぶ方で卒業後公立藤田総合病院に就職を希望される方	-	-	決まっていない			月額50,000円	-	-	在学期間	-	-	なし	-	-	看護学校等を卒業し資格取得後、奨学金貸与期間以上当院に勤務で全額免除。	-	-
11	独立行政法人地域医療機能推進機構 二本松病院	二本松市	0243-23-1231	生徒(個人)から直接申込	二本松病院看護学生奨学金	・日本国内の看護学校等に在籍する学生 ・看護学校を卒業後常勤の看護師として勤務することを希望する者	-	-	予定人数あり	-	-	月5万円の範囲で院長が決定	-	-	奨学生になった日の属する年度から卒業する年度まで	-	-	なし	-	-	看護学校卒業後貸与期間又は当該期間を超える場合は返還の債務を全額免除	-	-

医療機関名	所在	連絡先	申込方法	奨学金の名称	支援対象者・条件			貸与予定定員			貸与額			支給期間			返還時の利子			返還免除の条件			
					①看護学生	②准看護学生	③准看護師から正看護師を目指す学生	①看護学生	②准看護学生	③准看護師から正看護師を目指す学生	①看護学生	②准看護学生	③准看護師から正看護師を目指す学生	①看護学生	②准看護学生	③准看護師から正看護師を目指す学生	①看護学生	②准看護学生	③准看護師から正看護師を目指す学生	①看護学生	②准看護学生	③准看護師から正看護師を目指す学生	
県中																							
12	社会医療法人あさかホスピタル	郡山市	024-945-1674	生徒(個人)から直接申込	修学金制度	養成機関にて専門知識を習得し、免許・資格を取得しようとする者、養成機関を卒業後職員として当法人で所定の期間勤務する意思のある者			合計5名以内			入学資金、自責額、修学資金 月額上限:50,000円			在学期間			規約違反の場合は10% 通常は利子なし			免許取得後直ちに当法人の職員として従事し、貸与期間以上勤務した場合		
13	一般財団法人太田綜合病院	郡山市	024-925-6688 太田看護専門学校事務室	生徒(個人)から直接申込	太田綜合病院修学資金貸与制度	太田看護専門学校の在學生で、経済的理由等により修学が困難な家庭が対象。所得状況等の確認が必要。	-	-	10人程度 ※入学後申請し、選考により貸与者を決定	-	-	月額30,000円	-	-	在学期間	-	-	なし	-	-	看護師資格取得後、奨学金貸与を受けた期間と同期間、当法人附属病院勤務で免除。	-	-
14	郡山市医療介護病院	郡山市	024-934-1240	生徒(個人)から直接申込	看護師養成奨学金貸与制度	-	-	一般社団法人郡山医師会郡山看護専門学校を卒業した者で、准看護師資格取得後、看護師の資格を取得するため、その養成機関に入学し、卒業に引き続いて資格取得後、当院に一定期間勤務することを約束した者	決まっていない			-	-	月額50,000円	-	-	修学年限: 2年 または3年	-	-	なし	-	-	看護師養成機関を卒業し資格取得後、当院に奨学金貸与期間(修学年限)を正規に勤務したときは返済義務を免除する。
15	公益財団法人湯浅報恩会寿泉堂綜合病院	郡山市	024-932-6363 人事課採用担当	生徒(個人)から直接申込	看護師養成奨学金貸与制度	・正看護師養成所の新入生、在學生(特に事情のある場合のみ中途での貸与を認める) ・養成所を卒業し資格を取得後、当法人の傘下病院に勤務することを約した者	-	-	10人	-	-	月額50,000円	-	-	通常はその養成期間の正規の就学期間(中途の場合は除く)	-	-	なし	-	-	養成機関を卒業し資格取得後、奨学金の貸与期間当法人の傘下病院において正常勤務した場合返済義務を免除とする	-	-
16	総合南東北病院	郡山市	024-934-5618	生徒(個人)から直接申込	助産師保健師看護師奨学金貸与規程	資格取得が可能な養成機関に入学を許可された者。資格取得後財団職員として勤務することを誓約していること。当院の選考試験に合格していること。	-	-	決まっていない	-	-	月額50,000円	-	-	在学期間、卒業までの在学期間1年以上	-	-	年利10%	-	-	資格取得後3年以上、4年課程の養成機関は4年以上	-	-
17	(医)慈繋会土屋病院	郡山市	024-932-5415 法人事務局	生徒(個人)から直接申込	医療法人慈繋会奨学金制度	看護師養成所の新入生及び在學生に対し養成所卒業後当院で看護師として働く意思のある学生	当院で勤務している職員で、看護師資格取得のため進学する者 又は、准看護師養成所の在學生で看護師養成所へ進学予定の者で資格取得後、当院で勤務する意思のある者	全体で年間2名 (原則なので状況により増減あり)			年間(最大)120万円 (月額10万円) 入学金、授業料等学費の合計以内			在学期間			なし			貸与金額の合計による一定の勤務規定年数を法人施設に勤務で全額免除 例) 年間120万を2年間:合計240万貸与の場合 →5年間勤務で全額免除。 2年以上5年未満の場合 勤務年数により一部免除			
18	一財)慈山会医学研究所付属坪井病院	郡山市	024-946-0808 担当課:総務経理課兼人事課	生徒(個人)から直接申込	一般財団法人慈山会医学研究所付属坪井病院派遣学生奨学金	将来病院に勤務しようとする学院入学予定者及び在学中の者	准看護師養成所卒業後看護師養成所への入学の意思がある者で将来病院に勤務しようとする学院入学予定者及び在学中の者	①同様			決まっていない			月額50,000円			在学期間			なし			学院を卒業し直ちに病院従業員となり看護師の免許を取得した後引き続き在職期間が満3年に達した時又は奨学金を受けた期間に相当する年月を在職した時

	医療機関名	所在	連絡先	申込方法	奨学金の名称	支援対象者・条件			貸与予定定員			貸与額			支給期間			返還時の利子			返還免除の条件			
						①看護学生	②准看護学生	③准看護師から正看護師を目指す学生	①看護学生	②准看護学生	③准看護師から正看護師を目指す学生	①看護学生	②准看護学生	③准看護師から正看護師を目指す学生	①看護学生	②准看護学生	③准看護師から正看護師を目指す学生	①看護学生	②准看護学生	③准看護師から正看護師を目指す学生	①看護学生	②准看護学生	③准看護師から正看護師を目指す学生	
19	公益財団法人星総合病院	郡山市	024-983-5511	生徒(個人)から直接申込	公益財団法人星総合病院育英資金(奨学金)	医療技術者などの養成機関に進学又は在籍し、資格取得後、地域の医療機関に勤務する意思がある者			決まっている			月額50,000円 ※法人内養成機関(ボリス保健看護学院)の学生は月額30,000円コースあり。			在学期間 ※休学・停学期間中の貸与は中止			なし			当法人に勤務している期間中は半額免除			
20	医療法人社団新生会南東北第二病院	郡山市	024-932-0503 奨学金担当宛	生徒(個人)から直接申込	看護師・准看護師奨学金制度	養成所の新入生及び在籍学生。養成所卒業後、当院で看護師として働く意思がある方。通信制は対象外	養成所の新入生及び在籍学生。養成所卒業後、当院で准看護師として働く意思がある方。通信制は対象外	養成所の新入生及び在籍学生。養成所卒業後、当院で看護師として働く意思がある方。通信制は対象外	決まっている			月額50,000円	月額30,000円	月額50,000円	在学期間			年利10%			養成所卒業し資格取得後、奨学金貸与期間以上法人に勤務で全額免除			
■ 県南																								
21	福島県厚生農業協同組合連合会白河厚生総合病院付属高等看護学院	白河市	0248-23-4081	生徒(個人)から直接申込	JA福島厚生連奨学金制度	将来、JA福島厚生連に看護師として相当期間(奨学金の受給のあった期間以上)勤務を希望する看護師養成機関の在籍学生で審査の結果適当と認められた者	-	-	決まっている	-	-	自宅通学生年額360,000円 自宅外通学生年額600,000円	-	-	-	学校教育法及び養成施設の学則に定められた修業年限	-	-	年利11%	-	-	大学又は養成学校等を卒業した後、本会病院に勤務した期間が規程に定める相当期間に達したとき返還免除	-	-
22	公益財団法人会田病院	矢吹町	0248-42-2121	生徒(個人)から直接申込	「奨学金制度」	看護師養成校の新入生及び在籍学生、養成校卒業後取得した資格で当院で働く意思がある者	准看護師養成校の新入生及び在籍学生、養成校卒業後正看護師資格取得を目指し、取得した資格で当院で働く意思がある者	看護師養成校の新入生及び在籍学生、養成校卒業後取得した資格で当院で働く意思がある者	決まっている			2年通信教育制30,000円 3年通信教育制、夜間制50,000円 2、3年全日制70,000円	2年制30,000円	2年通信教育制30,000円 2、3年全日制70,000円 3年通信教育制、夜間制50,000円(①に同じ)	奨学生として採用された月、又は在学期間～2、3年間			なし			看護師養成校を卒業し資格取得後、奨学金貸与期間以上、取得した資格で法人又は法人が認めた施設に勤務。本人の死亡又は公務に起因する傷病等により退職したとき。	准看護師養成校を卒業し資格取得後、奨学金貸与期間以上、取得した資格で法人又は法人が認めた施設に勤務。本人の死亡又は公務に起因する傷病等により退職したとき。	看護師養成校を卒業し資格取得後、奨学金貸与期間以上、取得した資格で法人又は法人が認めた施設に勤務。本人の死亡又は公務に起因する傷病等により退職したとき。	
■ 会津・南会津																								
23	医療法人昨雲会	喜多方市	0241-24-3421 事務部 人事担当	・生徒(個人)から直接申込 ・養成所を通じて申込	昨雲会看護学生奨学金制度	看護師養成学校に入学予定、現在在学中の学生で、卒業後当院で働く意思がある学生	看護師養成学校へ進学を希望する、准看護師学校卒業見込みの学生で、当院で働く意思がある学生	①②同様	合わせて3名程度			80,000/月(授業料、実習・研修費、学級費は除く) 入学金および入学納付金別途支給あり 新卒で市外出身の学生が寮(女子)に入居希望の場合、寮費法人負担			在学期間中			なし			奨学金貸与期間を倍した期間の勤務で全額免除			
24	柳津町国民健康保険診療所	柳津町	0241-42-2112 柳津町役場	生徒(個人)から直接申込	①柳津町奨学金貸与条例(以降①) ②柳津町高等学校奨学金貸与条例(以降②)	①将来、保健師を志望する柳津町出身の生徒又は学生で、養成機関卒業後、柳津町に就職し得る条件を備えているもの。 ②柳津町に保護者と共に引き続き1年以上住所を有するもので、高等学校に在学しているが、経済的理由により修学上に影響があると認められるもの。			決まっている			①大学に在学している者 月額2万円以内 保健師養成機関に在籍している者 月額14,000円以内 ②月額15,000円以内			①学校や養成機関の正規の修業期間 ②学校の正規の修業期間			なし			①・在学中に死亡したとき。 ・保健師として柳津町に就職し、2年経過した場合。 ②・奨学生又は奨学生であった者が死亡したときは遺族からの願い出によって全部又は一部の返還を免除。			
25	只見町国民健康保険朝日診療所	只見町	0241-84-7005 只見町保健福祉課保健係	生徒(個人)から直接申込	只見町保健師・助産師及び看護師養成奨学金	養成所の新入生及び在籍学生、卒業後償還期間内に町診療所に看護師として働く意思があるもの	-	-	決まっている			月額10万円以内			在学期間			なし			償還期間内に就職した場合、返還を停止し、勤務している間は免除			

医療機関名	所在	連絡先	申込方法	奨学金の名称	支援対象者・条件			貸与予定定員			貸与額			支給期間			返還時の利子			返還免除の条件			
					①看護学生	②准看護学生	③准看護師から正看護師を目指す学生	①看護学生	②准看護学生	③准看護師から正看護師を目指す学生	①看護学生	②准看護学生	③准看護師から正看護師を目指す学生	①看護学生	②准看護学生	③准看護師から正看護師を目指す学生	①看護学生	②准看護学生	③准看護師から正看護師を目指す学生	①看護学生	②准看護学生	③准看護師から正看護師を目指す学生	
相双																							
26	公立相馬総合病院	相馬市	0244-36-5101 総務課総務係	生徒(個人)から直接申込	公立相馬総合病院看護師等奨学金貸与	・保健師助産師看護師法第20条第1号及び第2号、第21条第1号から第3号に規定する学校又は養成所に在学又は在所していること。 ・資格取得後、当院に勤務することができること。 ・同種の修学のための資金の貸与又は給与を受けないこと。	-	-	決まっていない	-	-	月額60,000円	-	-	在学又は 在所の 就学期間	-	-	なし	-	-	奨学生であった者が奨学金の貸与を受けた期間を超えて病院に勤務したとき、全部又は一部の返還免除	-	-
27	医療法人社団茶畑会相馬中央病院	相馬市	0244-36-6611	生徒(個人)から直接申込	医療法人社団茶畑会看護師等奨学金貸与	資格取得が見込まれる学校等を卒業後、当法人にて勤務することを希望する在学生	当法人の職員で通信制看護学校に進学する者で、引き続き、当法人にて勤務する者	決まっていない	奨学金は月額100,000円以内 授業料・教材費・実習費等 ※入学金は別途貸与できる 就学資金は月額80,000円以内(奨学金貸与期間内)	奨学金は月額40,000円以内 授業料・教材費・実習費等 ※入学金は別途貸与できる 就学資金は月額30,000円以内(奨学金貸与期間内)	法人職員で通信制看護学校在学中の職員に対して、スクーリング出席時は出張扱いとし、出張旅費を支給する。	在学期間 ※ただし留年時は1年間のみ延長可能	-	年利17% ※ただし、在籍中であれば10年以内に無利子で返還できる。	-	奨学金貸与期間の2倍以上の期間、法人に勤務で全額免除。 また、免許取得できなかった場合でも准看護師免許保持者であれば、看護師免許取得に係る最短の就学年数の3倍相当期間、法人に勤務すれば全額免除。 就学資金返済期間は10年間、無利子とする。	免許取得後、奨学金貸与期間の2倍以上の期間、法人に勤務で全額免除。 卒後、在学期間相当以上の期間、勤務すれば免除。						
28	医療法人社団青空会大町病院	南相馬市	0244-24-2333 総務課	生徒(個人)から直接申込	奨学金支給及び就学助成制度	看護師養成機関の在学生または新入生で、受給期間以上の勤務を希望する者	・看護師養成機関の在学生または新入生で、受給期間以上の勤務を希望する者 ・本病院勤務の職員で通信制看護学校に進学する者	決まっていない	【奨学金及び入学金・授業料・教材費相当額】 ①月額40,000円 ②入学金・授業料・教材費相当額 【就学助成貸付(生活資金)】 ①看護学校：月額91,000円以内 ②看護学校：月額73,000円以内	【奨学金及び入学金・授業料・教材費相当額】 ①月額20,000円 ②入学金・授業料・教材費相当額 【就学助成貸付(生活資金)】 ①看護学校：月額91,000円以内 ②看護学校：月額73,000円以内	【奨学金及び入学金・授業料・教材費相当額】 ①月額40,000円 ②入学金・授業料・教材費相当額 【就学助成貸付(生活資金)】 ①看護学校：月額91,000円以内 ②看護学校：月額73,000円以内 【スクリーニング時休暇10日、交通費実費支給】 (注)勤務しながら通信制を受講する場合は奨学金・就学助成貸付はない	在学期間(中途可)	在学期間	年利11%	奨学金は貸与期間の2倍以上の期間を勤務した場合全額免除 就学助成貸付は卒業後10年以内に返済する(貸付期間の2倍以上勤務した場合は無利子とする)								
30	医療法人慈誠会介護老人保健施設ヨッシーランド	南相馬市	0244-24-0000	生徒(個人)から直接申込	看護師等奨学金の支給及び就学資金の助成	・看護師養成機関の在学生、若しくはこれらの機関に入学を許可されたもの ・看護師養成機関に進学する慈誠会の職員 但し、卒業後本施設に勤務できる学生	・准看護師養成機関の在学生、若しくはこれらの機関に入学を許可されたもの ・准看護師養成機関に進学する慈誠会の職員 但し、卒業後本施設に勤務できる学生	決まっていない	月額40,000円 入学金、授業料、教材費相当	月額20,000円 入学金、授業料、教材費相当	-	養成機関の学則の定める修学年限	-	なし	誓約書にもとづき借入期間の2倍の期間以上本施設に勤務した場合	-							
31	医療法人社団養高会高野病院	広野町	0240-27-2901 事務部長 横田	生徒(個人)から直接申込	奨学金貸与	入学支度金300,000円 修学費用月額100,000円 当院の看護補助者～卒業後に当院に就職予定	入学支度金100,000円 修学費用月額40,000円 当院の看護補助者～准看護養成所～卒業後に当院就職予定	決まっていない	入学支度金300,000円 修学費用月額100,000円	入学支度金100,000円 修学費用月額40,000円	-	3年等(在学期間)	2年(在学期間)	在学期間	なし	卒業資格取得後、法人に勤務(奨学金貸与期間)と同期間により全額免除	-						
32	渡辺病院	新地町	0244-63-2100 総務課	生徒(個人)から直接申込	渡辺病院看護師奨学金制度	養成所の新入生及び在学中で卒業後当院で看護師として働く意思がある方	決まっていない	月額50,000円 学費	-	-	在学期間3年間	在学期間2年間	在学期間2年間	なし	学校を卒業し資格取得後、奨学生貸与期間の1.5倍法人に勤務で全額免除	-							

医療機関名	所在	連絡先	申込方法	奨学金の名称	支援対象者・条件			貸与予定定員			貸与額			支給期間			返還時の利子			返還免除の条件				
					①看護学生	②准看護学生	③准看護師から正看護師を目指す学生	①看護学生	②准看護学生	③准看護師から正看護師を目指す学生	①看護学生	②准看護学生	③准看護師から正看護師を目指す学生	①看護学生	②准看護学生	③准看護師から正看護師を目指す学生	①看護学生	②准看護学生	③准看護師から正看護師を目指す学生	①看護学生	②准看護学生	③准看護師から正看護師を目指す学生		
いわき																								
33	(独)国立病院機構 いわき病院	いわき市	0246-88-7101 庶務班長	生徒(個人) から直接申込	奨学金貸与制度	看護学校等に 在籍する学生で あって、卒業後 当院に常勤として 勤務することを希望 する学生	-	-	5名以内	-	-	年額60万円	-	-	在学期間	-	-	なし	-	-	当院において 常勤職員として 引き続き奨学金 の貸与期間相当 の期間業務に 従事したとき	-	-	
34	公益財団法人磐城 済世会	いわき市	0246-23-2161 総務部総務課	生徒(個人) から直接申込	磐城済世会奨学金	養成所卒業後、当 院で看護師として働 く意思がある在学 生	-	①に準ずる。	25名	-	10名	月額60,000円	-	①と同様	在学期間	-	①と同様	なし			資格取得後、 奨学金貸与期間 の1.3倍の期間 を法人に勤務で 全額免除	-	①と同様	
35	浜通り医療生活協同 組合 小名浜生協病院	いわき市	0246-54-3648	生徒(個人) から直接申込	奨学金支給規定	医療技術者養成課 程または 大学医療技術者養 成課程 あるいは 医療技術者養成専 門学校に 通学を希望する者	-	①に準ずる。	各学年3人	-	①に含む	月6万円 または 月8万円 入学準備金 100,000円～ 入学金相当額を 上限として応相談	-	①と同様	在学期間	-	①と同様	年利2%	-	年利2%	資格取得後 法人の経営す る施設又は 法人の指定する 施設の職員とし て以下の期間 勤務する。 月6万円→ 支給月数と 等しい期間 月8万円→ 支給月数× 1.5倍の期間 (端数切り上げ) 入学準備金の金 額を月額奨学金 の金額で除して 月数に換算し、 加算する (端数切り上げ)	-	①と同様	
36	(社医)養生会 かしま病院	いわき市	0246-58-8010 担当課: 事務部人事課	生徒(個人) から直接申込 電話連絡の上、 応募書類を郵送 (詳細は当院web サイトに掲載)	社団医療法人養生会 奨学金	看護師養成学校の 入学予定者 及び在学中で 卒業後当院で 看護師として 勤務する意思の ある方	-	①に同じ	5人 ①と③合わ せて10人	-	5人 ①と③合わ せて10人	月額50,000円 入学初年度のみ 入学支度金 300,000円	-	①に同じ	在学期間	-	①に同じ	なし			看護師養成学校 を卒業し資格 取得後、 奨学金貸与期間 +2ヶ年法人に 勤務で全額免除	-	①に同じ	
37	呉羽総合病院	いわき市	0246-63-2181 総務課 人事担当	生徒(個人) から直接申込	呉羽総合病院奨学貸 付金	看護師養成所の新 入生及び 在学中で、 卒業後当院で 看護師として働く 意思のある者	-	①同様	6人	-	2人	月額70,000円 入学支度金 100,000円	-	月額60,000円	在学期間 または 奨学金中途 採用時から 卒業まで (留年期間 除く)	-	①同様	なし	-	なし	資格取得後、 奨学金貸与期間 の1.5倍の期間 を超えて当院で 勤務した場合は 全額免除	-	①同様	
38	社会医療法人至誠会 こうじま慈愛病院	いわき市	0246-63-5141 事務長 又は 事務部長	・生徒(個人) から直接申込 ・家族でも可	育英事業資金貸付	将来法人の経営する施設に勤務しようとする者に 対し、育英資金を貸し付け、各施設の幹部、 中堅職員を育成することを目的とする	決まっていない			授業料及びその他学業に関する諸費用			在学期間			なし			資格取得後当院に入職条件本人負担20%、 病院80%負担(応相談)					
39	医療法人社団ときわ会 常磐病院	いわき市	0246-85-5899 ときわ会 統括会議事務局 総務課	生徒(個人) から直接申込	ときわ会奨学金	・当法人に在職中の者で学校または養成施設に進学 を希望し、卒業後も常勤職員として勤務できる者。 ・学校または養成施設に入学が決定し、卒業後、 当法人に常勤職員として勤務できる者。	計5人			月額上限: 専門学校(3年制) 7万円 大学(4年制) 8万円 大学、専門認定看護 師等は一時金あり	月額上限: 専門学校(2年制) 5万円	月額上限: 専門学校(2年制) 5万円 月額上限: 専門学校(3年制) 7万円 大学(4年制) 8万円 大学、専門認定看護 師等は一時金あり	在学期間			なし			被貸与者が死亡又は心身の故障 その他やむを得ない事由により貸与を受けた 修学資金を返還することができなくなったとき。 (※長期にわたり在職している被貸与者について、 一部免除する場合がある)					
40	長橋病院	いわき市	0246-26-3526	生徒(個人) から直接申込	看護師奨学金貸付制 度 准看護師奨学金貸付 制度	卒業後当院で 働く意思のある在学 生	-	-	2人	2人	-	30,000～50,000	-	-	在学期間	-	-	なし	-	30,000円貸付:3年以上 40,000円貸付:5年以上 50,000円貸付:7年以上 勤務で全額免除	-	-		
41	医療法人社団石福会 四倉病院	いわき市	0246-32-5321	生徒(個人) から直接申込	看護師修学資金	卒業後当院で 看護師として働く 意思がある学生	-	-	決まっていない			月額70,000～50,000			-	-	在学期間 3～4年	在学期間 2年	-	なし	-	5～8年勤務	4～6年勤務	-

行政機関				
	事業名	概要	内容	備考
1	高等職業訓練促進給付金等事業 (福島県子ども未来局児童家庭課)	ひとり親家庭の母又は父の就職に有利かつ、生活の安定に資する資格取得を促進するため養成機関における修業期間について給付金を支給。 また、仕事をしながら資格取得を目指す場合など、受講状況の確認ができる場合は、通信制を利用することができる。	◇対象資格:看護師、介護福祉士、保育士、准看護師、理学療法士他 ◇支給期間:上限4年 ◇支給額:月額10万円 (住民税課税世帯は月額70,500円) ※修了までの最後の12ヶ月は4万円増額。	
2	高等職業訓練促進資金貸付事業 (社会福祉法人福島県社会福祉協議会)	「高等職業訓練促進給付金」(上記)を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親に対し、入学準備金と就職準備金の貸付を行う。	◇貸付対象者等: ・入学準備金(上限50万円) 養成機関に入学し、新規に高等職業訓練促進給付金の支給を受ける方。 ・就職準備金(上限20万円) 高等職業訓練促進給付金の支給を受けており、養成機関の課程を修了し資格を取得した方。	養成機関を修了し、かつ資格を取得した日から1年以内に就職し、県内で、取得した資格が必要な業務に5年間継続して勤務した場合、返還が免除。
3	保健師等修学資金貸与事業 (福島県医療人材対策室)	保健師、助産師、看護師、及び准看護師(以下、「保健師等」)の確保が困難な福島県内の医療施設等における保健師等の確保を目的とし、将来、これらの施設で保健師等の業務に従事しようとする方に、在学期間、修学のための資金を貸与する。	◇貸与額 ・保健師・助産師・看護師課程 国公立:月額39,000円 / 民間立:月額56,000円 ・准看護師課程 国公立:月額19,000円 / 民間立:月額32,000円 ※南相馬市及び双葉郡内の許可病床200床未満の病院及び診療所等に就業する意思のある学生に対しては貸与月額を30,000円加算する。	養成施設を卒業した後1年以内に免許を取得し、直ちに県指定の施設で保健師等の業務に従事し、引き続き5年間業務に従事した場合、貸与金返還免除。 養成施設を卒業した後1年以内に免許を取得できない場合や県指定の施設で業務に従事しない場合等は貸与金返還。
4	職業訓練受講給付金 (福島労働局訓練室)	ハローワークの支援指示を受けて就職者支援訓練または公共職業訓練を受講する特定求職者の方が、一定の支給要件を満たす場合に受給できる。	◇職業訓練受講手当:月額10万円 ◇通所手当:訓練実施施設までの通所経路に応じた所定の額(上限あり) ◇寄宿手当:月額10,700円	

【お問い合わせ】
 一般社団法人 福島県医師会
 〒960-8575 福島市新町4番22号
 TEL:024-522-5191